

学校感染症による出席停止について

お子さんの病気は、学校保健安全法に基づく下記の基準によって、他への感染の恐れのある間は登校できないことになっています。出席停止期間は、下記の表の通りです。ただし、主治医が感染症予防上支障なしと認めた場合は、この限りではありません。

出席停止解除時は、主治医に証明書を記入してもらって担任に提出してください。なお、証明された期間は欠席とみなしません。

分類	伝 染 病 名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 等	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児3日)が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
第3種	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	※ただし、病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときはその限りではない	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

----- きりとりせん -----

証 明 書

富山県立富山北部高等学校

年 組 氏名

診断名

上記の疾病で 月 日 ~ 月 日まで療養中であつたが、主要症状が消退し、他への感染の恐れがないものと認めます。

主治医名